

令和7年12月
(第48回)

八戸圏域水道企業団
入札監視委員会
議事概要

と き 令和7年12月10日(水) 午後3時00分

ところ 八戸圏域水道企業団 3階図書会議室

八戸圏域水道企業団

令和7年12月（第48回） 八戸圏域水道企業団入札監視委員会

日 時 令和7年12月10日（水） 15：00～17：00

場 所 八戸圏域水道企業団 3階 図書会議室

出席者

○委員（4名）

委員長 竹内 貴弘（八戸工業大学 工学部長 工学部工学科 建築・土木工学コース 教授）
委員長代理 源新 明（弁護士法人 たいよう総合法律経済事務所 代表弁護士）
委員 小原 隆平（税理士法人 細越小原会計事務所 公認会計士・税理士）
委員 南 将人（八戸工業高等専門学校 副校長 環境都市・建築デザインコース 教授）

○欠席（1名）

委員 田中 哲（八戸学院大学 地域経営学部長 地域経営学科 教授）

○企業団（6名）

副企業長 三浦 哲也
事務局長 野々口 宏樹
事務局次長兼管財出納課長 河村 泰幸
事務局次長兼浄水課長 沢田 昌希
工務課長 大嶋 武仁
給水装置課長 高松 恵学

○事務局（4名）

審議対象期間 令和7年4月1日～令和7年9月30日

（指名停止の報告 令和7年7月1日～令和7年11月30日）

配布資料 資料1 入札契約方式別発注工事総括表
資料2 入札方式別発注工事一覧表
資料3 指名停止の運用状況一覧表
資料4 審議対象事案抽出報告書
資料5 工事説明資料・抽出事案説明書
資料6 条件付き一般競争入札の対象の拡大について（報告）

審議対象事案 事案1 市川町桔梗野配水管布設替工事
事案2 国道340号（糠塚大杉平～二ツ家）配水管布設替第3工区工事
事案3 白山浄水場活性炭注入機器整備工事
事案4 量水器取替工事

会議内容要旨（委員長、委員長代理の互選終了後）

（委員長）

それでは、これより議事に移らせていただきます。

先程のご報告のとおり、本日の会議は成立しておりますので、早速、議事に入ります。

初めに、資料1ページの「入札方式別発注工事総括表」から、10ページの「指名停止の運用状況一覧表」までを事務局から説明をお願いします。

（事務局）

（「入札契約方式別発注工事総括表」から「指名停止の運用状況一覧表」まで説明）

（委員長）

ただいまの説明に、ご質問・ご意見はありませんか。

（質問・意見なし）

（委員長）

それでは、資料11ページの「審議対象事案 抽出報告書」の抽出委員の指名について、事務局から説明をお願いします。

（事務局）

今回の事案の抽出は、前回会議からの順番を引き継ぎまして、A委員をお願いしております。

（委員長）

それでは、A委員から事案抽出の経緯について、ご報告をお願いします。

（A委員）

審議対象事案抽出報告書について、報告いたします。

1番目は、条件付き一般競争入札ということで契約番号150号、これは条件付き一般競争入札が1件のみということで抽出しました。

2番目は、工事希望型指名競争入札は契約番号81号を抽出しました。これは工事希望型指名競争入札の中で契約金額が2番目ですが、落札率が99.2%と非常に高いということで選びました。

3番目は、指名競争入札です。機械器具ということで契約番号188号を抽出しました。これは落札率が3者とも100%ということで抽出しました。

4番目は、随意契約です。管ということで契約番号27号ですが、契約金額が2億円と非常に高額であるということで抽出しました。

（委員長）

ありがとうございました。それでは抽出事案1について審議したいと思います。

説明をお願いします。

抽出事案1 市川町桔梗野配水管布設替工事について

(工務課長 工事概要説明)

(事務局次長兼管財出納課長 契約関係説明)

(委員長)

ありがとうございました。それでは事案1について、ご質問、ご意見ありませんか。

(B委員)

「事後審査方式」を採れるようにした目的、メリットはどのようなところにありますか。

(事務局次長兼管財出納課長)

今まで企業団は「事前審査方式」を採用してきましたが、そうすると入札前に参加希望者分、抽出事案1のケースだと15者の資格審査をしなければなりません。

業者側からみれば、落札できるか分からない状態で、技術者の名簿などの審査資料を提出しなければならず、審査資料を作成する業者側と、参加希望者の資格審査をする企業団側の双方の負担となっていました。

また、審査資料として技術者の名簿を事前に提出するので、開札結果が判明するまで、落札する、しないに関わらず技術者が拘束される時間が出てしまい、他の入札に参加できなくなる可能性があります。

今回、「事後審査方式」を採用することにより、落札後に技術者を決められるため、技術者を拘束する期間が少なく、より多くの業者が入札に参加しやすくなると考えられます。

(B委員)

抽出事案1は7月の入札から4か月経っているが、今は基本的に「事後審査方式」でやっているということですか。

(事務局次長兼管財出納課長)

令和7年度は「事後審査方式」を試行的な取り組みとして行っています。

今年度は3件を事後審査方式で実施し、抽出事案1が実施第1号です。

(委員長)

今までなぜやっていなかったのでしょうか。

効率的になって何も問題がないように思われますが。

(事務局次長兼管財出納課長)

全国的な流れもありまして、「事後審査方式」を行えるようにしたということです。

(A委員)

入札方式で「条件付き」という言葉が出ています。「事後審査方式」のことを「条件付き」

と呼んでいるのか。また、「条件付き」というのはどのような条件を表しているのでしょうか。

(事務局次長兼管財出納課長)

例えば、何も条件が付かない「一般競争入札」になると入札参加資格などの制限がなく、身元が確かであれば誰でも参加できますが、その場合、業者の審査に時間がかかるので、企業団ではある程度の制限、条件を付けて参加者を募る形としています。

企業団では、入札参加資格者名簿に載っていることなどを条件としているため、「条件付き」としています。

(A委員)

一定の条件を満たした業者が、入札できるということですね。

(事務局次長兼管財出納課長)

企業団の入札参加資格者名簿に登載されていることや、同様な工事の施工実績があることなど、案件によって様々な「条件」を設定しますので、そのような入札を「条件付き」としています。案件ごとに設定された条件を満たす場合に入札に参加することが可能です。

また、企業団では「条件付き」としていますが、他の団体では「制限付き」と表現する団体もあります。

(A委員)

工事の目的でVP管をDIP管に替えるということで、VP管やDIP管はどのような管なのでしょうか。

(工務課長)

VP管とDIP管の違いは材質です。VPは硬質ポリ塩化ビニル管、DIPはダクタイル鋳鉄管の略となります。

VP管の特徴は樹脂管で耐食性に優れており、軽くて施工しやすいことです。一方、熱や紫外線、油に弱く、油を吸収すると水に油の匂いが移ったりすることがあります。

DIP管は、強度が大きく、鋳物でありながら靱性があり、衝撃に強いことです。また、耐震継手によって地震に強くなり、津波や豪雨に耐えた例もあります。欠点は重量が重く、塗装に傷がつけば錆びやすいということがあります。

(A委員)

DIP管は何年くらいもちますか

(工務課長)

配水管の法定耐用年数は、40年とされております。

(A委員)

今回は撤去したVPφ75の管の処理はどうするのですか。業者が運搬してどこかに持って

いくのか、撤去した管の後処理はどうするのですか。

(工務課長)

基本的には業者が処分することになります。

(A委員)

業者が持って行ったという証明書を取り寄せるものなのか、完全に業者任せなのですか。

(工務課長)

着工前は、施工計画書により処分場を確認し、工事終了後は、マニフェストによって適切に処理されたことを確認しています。

(委員長)

ダクティル管は、厚くすると寿命が延びるとか、種類もいくつかありますか。

(工務課長)

基本的には厚い管と薄い管の2種類の規格があります。厚くすると寿命が延びますが、重量も価格も上がるため、2種類を使い分ける形になります。

(委員長)

他にありませんか。

(質問・意見なし)

(委員長)

それでは、抽出事案2について、説明をお願いします。

抽出事案2 国道340号（糠塚大杉平～二ツ家）配水管布設替第3工区工事について

(工務課長 工事概要説明)

(事務局次長兼管財出納課長 契約関係説明)

(委員長)

ありがとうございました。それでは事案2について、ご質問、ご意見ありませんか。

(A委員)

予定価格が事前公表、調査基準価格が事後公表とありますが、予定価格は水道企業団で積算された金額だと思いますが、調査基準価格はどのように積算されたものですか。

(事務局次長兼管財出納課長)

予定価格は企業団で算出した価格で、入札の基準となる金額です。企業団としては事前に公表するスタンスを維持しています。

入札で、応札額がある程度の基準より下回る場合は、ダンピングなどで工事の質が落ちるおそれがあり、これらに対応するため「低入札価格調査制度」の適用とその基準としての「調査基準価格」があります。

企業団では、設計金額1億円以上の場合に「低入札価格調査制度」の適用としており、「調査基準価格」を使用します。「調査」という文言が付いてますので、適正な履行ができるかどうか、「調査するための基準の価格」という意味合いとなっています。

また、設計金額1億円未満の場合、「低入札価格調査制度」を適用しないので、そのときの判断基準は「最低制限価格」に置き換わります。

「調査基準価格」を事前公表にすると入札の意味がなくなってしまうので、計算の根拠や、算出に用いる計算率等は公表しています。応札者により、積算金額が違いますので、「調査基準価格」より下がったり、ぎりぎりだったりします。

(A委員)

「設定率90.9%」の数字のことですね。工事の中身で割合を設定して、最低金額を決めているということですね。

(事務局次長兼管財出納課長)

「低入札価格調査制度」では設定した「調査基準価格」を下回った場合に、その額で施工が可能なのかという調査をします。さらに下回ると「数値的判断基準」という、いわゆる「失格基準」があります。「数値的判断基準」未満では正常な施工が難しいという判断となり、無効札になります。この2本立ての基準でやっております。

(A委員)

事案2の工事は施工決裁が5月で、令和6年度の水道本管工事A等級23者に対して出しています。ところが、事案1の工事は施工決裁が7月で令和7年度の水道本管工事A等級の業者に出しています。

何月にA等級を見直すのか。また、A等級が23者なのは決まっているのか、入れ替わっていろいろ審査をして、たまたま23者になったのですか。

(事務局次長兼管財出納課長)

入れ替わる時期は6月1日からです。業者数の23者につきましては水道本管業者が今年41者あり、その中で点数をつけて、上から順番に並べます。

評価点の平均点以上をA等級、平均点を下回るとB等級としており、そこが今回A等級の23者とB等級の18者になったということです。

令和6年度と令和7年度の業者数はA等級に関してはどちらも23者で同じですが、その中では順位が微妙に入れ替わっております。

(A委員)

CIPというのはどのような材質ですか。また、取り替えたDIPの管1本の長さは何メートルですか。製造は県内ですか、それとも県外から持ってくるのですか。

(工務課長)

CIPというのは「鑄鉄管」です。DIPとの違いは、「靱性」です。CIPは鑄物ですが、成分である黒鉛の形状がギザギザしており、変形しにくく、硬いことから、力が加わると折れてしまいます。一方、DIPの黒鉛は球状で、力が加わると変形するという特徴があります。CIPは古い管で、DIPは新しい管です。

基本的には県外の工場で作られて運ばれてきます。管の長さですが、DIPの1本長さはφ75mm～φ100mmは4メートル、φ150mm～φ250mmは5メートル、φ300mm～は6メートルとなります。

(A委員)

管布設のイメージとしては、6メートル毎に、6メートルの管を入れて接合している形ですか。

(工務課長)

障害物がなければ、そうなります。しかし、例えば下水のマンホールが出てきたときは、マンホールを避けるため、管を切断加工して、つなぐ形になります。

(C委員)

国道340号の工事ですが、大きく4つの工区に分かれていますと思いますが、第1工区から第4工区までで、第2工区が1億5,600万円、第4工区が1億1,300万円で、1億円を超えるような大型工事になっています。工区分割の考え方はどのようになっているのでしょうか。

水道本管工事でも2,000万円台から、大きいものだと1億円を超えたりするのですが、その辺の基本的な考え方を教えてください。

(工務課長)

現場の条件として、2つの工区にすると交通規制が2か所できてしまいます。今回の工事場所は交通量が多いので交通規制の数を少なくする観点から、少し大きな金額の工事として分割しています。また、年度毎に分けて工事を行っています。

(C委員)

4つある工区の中で、どこからやるというのはありますか。

(工務課長)

この工事は、道路漏水が大きな要因でした。漏水箇所が坂の下方(北側)でしたので、坂の下方から順番に布設替えを実施しました。

(B委員)

「低入札価格調査制度」の対象となるには予定価格が1億円以上の工事だけですか。他に基準はありますか。

(事務局次長兼管財出納課長)

金額で決めています。自治体毎に考え方があって、八戸市は7,500万円以上ですが、企業団は1億円以上ということで要綱を定めています。

(委員長)

「数値的判断基準」で、係数が0.9、0.85、0.5とありますが、この基準はどういう根拠で出しているのですか。

(事務局次長兼管財出納課長)

国土交通省の率を使用しています。

(委員長)

どのような根拠ですか。

(事務局次長兼管財出納課長)

根拠は分かりませんが、どこかに根拠を求めるしかなく、国土交通省の率をそのまま使用しています。

(委員長)

他によろしいですか。

ないようですので、次の抽出事案3について審議したいと思います。説明をお願いします。

抽出事案3 白山浄水場活性炭注入機器整備工事について

(事務局次長兼浄水課長 工事概要説明)

(事務局次長兼管財出納課長 契約関係説明)

(委員長)

ありがとうございました。それでは事案3について、ご質問、ご意見ありませんか。

(A委員)

最後のくじ引きですが、どのようなくじ引きをするのですか。3者を呼ぶのか、それとも、コンピュータで乱数を発生させるのですか。

(事務局次長兼管財出納課長)

この事案は電子入札により執行したので、システムで3者の入札金額が同じという表示が出ます。「くじ適用」というボタンがあり、開札担当者と開札責任者の間でやりとりをした上で、くじ引きボタンを押すと、システム内で乱数を発生させて、くじ結果を表示させ、落札者を決定するという形になります。

(A委員)

システムは他の水道事業体と同じシステムですか、それとも、水道企業団独自のシステ

ムですか。

(事務局次長兼管財出納課長)

企業団の電子入札は八戸市と同じシステムです。もとは国が使用している入札システムがあり、それを基に日立システムズが作成したものを水道企業団と八戸市で採用しています。

(A委員)

くじ引きで決定するのは年間で何件ありますか。

(事務局次長兼管財出納課長)

今年度、くじ引きは4件発生しております。

(A委員)

くじ引きはプログラムが動いて、自動で決まるということですね。

(事務局次長兼管財出納課長)

その計算結果は後で参照できるようになっており、それを見た上で実際の落札者決定という紙の決裁が回ります。参考までに対面入札では、くじ棒を引くという形になります。

(A委員)

なぜ、この3者は100%で入札したのか。100%はどのように捉えればよいのでしょうか。

(事務局次長兼管財出納課長)

契約担当の見方としては、8月の入札時点で指名8者の手持ちの工事が18件あったというところはあると思います。

(事務局次長兼浄水課長)

技術的な観点からは、混合槽のところが特殊かもしれません。構造的に混合槽のところが注入設備の要の部分になります。混合槽は、攪拌機が回ることによって中が陰圧になり、貯蔵槽から活性炭を吸引する構造となっています。混合槽を密閉し、攪拌機で空気を外に追い出して陰圧にする必要がありますので、それをやるときはメーカーからの技術的指導を受けながら作業を行うことになります。そういった難しさも加味して高めになったのかな、と考えています。

(A委員)

16mの貯蔵槽が2本ありますが、使用方法は、1本使っておいて、その間にもう片方に活性炭を補充するという形になりますか。

(事務局次長兼浄水課長)

そのとおりです。

(A委員)

16mの高さにどうやって活性炭を入れるのですか。

(事務局次長兼浄水課長)

ドライ炭は乾燥しているので、何かがあると舞ってしまい、そこに人の作業が入ると管理できません。タンクローリーで運び、機械で圧送する形で、人が関与しない仕組みになっています。昔はウェット炭、含水率50%ぐらいのものを使って、人力により1トンバックで入れていましたが、行くと真っ黒になって戻って来ます。現在は、それをやらない方式となっております。

(A委員)

1本のタンクで、どれくらいの水量を処理できますか。

(事務局次長兼浄水課長)

具体的に計算したことはないですが、冬場で何もなければ注入率は1mg/L程度です。夏場になって水質が悪くなると、通常であれば5mg/Lとか10 mg/Lとかになるのですが、カビ臭が発生すると20 mg/Lとか30 mg/Lとか入りますので、時期によって使用量が変わります。夏場のほうが使用量は多くなります。

(委員長)

他によろしいですか。

(質問・意見なし)

(委員長)

ないようですので、次の抽出事案4について、審議したいと思います。説明をお願いします。

抽出事案4 量水器取替工事について

(給水装置課長 工事概要説明)

(事務局次長兼管財出納課長 契約関係説明)

(委員長)

ありがとうございました。それでは事案4につきましてご質問、ご意見ありませんか。

(A委員)

スマートメーターは1種類しかないのですか、それとも何種類かあるのですか。

(給水装置課長)

水道メーターは計量法で規定されており、水道メーターの性質、構造、技術が基準化されています。メーターの種類は水の流速を羽根車の回転数、電磁誘導作用、超音波の伝搬

時間などによって測定するもので、様々な種類があり、JIS規格対応品の中から各事業体で選定し、設置しています。企業団では羽根車式、電磁誘導式を選定して使用しております。

(A委員)

取り替えるメーターは、水道企業団側でこれを使いなさいと指示するのですか。それとも、機種は請け負った会社に任せるのですか。

(給水装置課長)

別の入札でメーターを購入し、企業団からメーターを貸与します。

(A委員)

スマートメーターは流速や流量を測るものだと思いますが、データを送るタイミングは1か月なのか、毎日なのか。どのタイミングでデータを送るのですか。

(給水装置課長)

実証試験中であり、今は1時間毎にデータを取得しています。今後、本格稼働したときに、どのような間隔でデータを取得するのかは検討の余地があります。

全体の契約件数が約14万世帯のうち、1,500件の実証実験をやっているのので、1時間毎にデータを取得していますが、全体の14万件でやる場合は難しいものがあるのかと思います。

(A委員)

電池はスマートメーターの中に組み込まれているのですか。また、電池は何年もつのですか。

(給水装置課長)

電池はメーターの中に含まれており、8年以上持ちます。

(B委員)

スマートメーターは1台いくらですか。

(給水装置課長)

普通のメーターはφ20mmが約3,800円、φ20mmのスマートメーターは約1万1,000円、通信端末機が約1万4,000円で、合計で約2万5,000円になります。

3,800円と2万5,000円では、1軒につき約2万1,200円の差額があります。8年に1回交換する場合、この2万1,200円という差額が企業団としては、なかなか難しい問題でもあります。

(B委員)

毎回検針に行く人件費よりも、将来的にはスマートメーターのほうが安くなる可能性があるのか、というところですか。

(給水装置課長)

メリットとして、検針員経費の削減にはなるとは思いますが、100%の確率で電波を受信出来るのかという話になると、電力会社のスマートメーターでも難しい状態です。検針員を全て削減できるかというところ、なかなか難しいところがあると思います。

(C委員)

スマートメーターは実証実験でどの範囲までやるのか、というところを検証しているということですか。

(給水装置課長)

山間部、住宅地、沿岸部や工業地帯など、この中からどれを選んでいくのか、ということも1つの選択肢になってくると思います。

(委員長)

発砲スチロールは凍結防止材に使えるのですか。

(給水装置課長)

凍結防止材に使っています。過去にメーター凍破の件数が増えた時期がありまして、メーターボックス内に凍結防止材を入れることにより、凍破の件数が少なくなりました。

(委員長)

温度は何度くらいまで効果があるのか、分かりますか。

(給水装置課長)

地表温度によって違いますが、防止材の効果は確かにあります。

(委員長)

寒い地域では効果があるということですね。それでは、事案4について他に質問はありますか。

(質問・意見なし)

(委員長)

ないようです。

それでは、事務局から提案があるということなので、説明をお願いします。

【資料6 条件付き一般競争入札の対象の拡大について（報告）】

(事務局 説明)

(事務局次長兼管財出納課長 補足)

(委員長)

ただいまの報告について、ご質問・ご意見などございませんか。

(C委員)

一般競争入札で入札するためには事前に登録しなければいけないのですか。

(事務局次長兼管財出納課長)

企業団の入札に参加するためには、入札参加資格申請により名簿に登録することが必要となります。そこがいわゆる「条件付き」という部分になります。

(C委員)

登録については何か条件があるのですか。

(事務局次長兼管財出納課長)

企業団ですので、八戸圏域内に支店又は本店があることや、技術的な面からは希望業種の完工高があることなどが条件になります。

(委員長)

他によろしいですか。本日の事案以外のことでもよろしいので、何かご質問、ご意見などございませんか。

(質問・意見なし)

〈17:00 閉会〉